

## 証券投資信託約款変更に関する異議申立手続きのお知らせ

このたび、当社では、以下の証券投資信託につきまして、2025年4月30日をもって投資信託約款（以下「約款」といいます。）の一部を変更することに関して、異議申立手続きを実施いたしますので、約款の規定に基づきお知らせします。

### 1. 対象となる証券投資信託の名称

ノムラ日本株戦略ファンド（確定拠出年金向け）

### 2. 約款変更の理由

「ノムラ日本株戦略ファンド（確定拠出年金向け）」（以下「当ファンド」といいます。）は「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」（以下「マザーファンド」という場合があります。）に投資するファミリーファンド方式で運用しております。これまで長期に亘って運用改善の取り組みを続けて参りましたが、パフォーマンスは低位な状態が継続しております。つきましては、パフォーマンスの改善を図るため、当ファンドの主要投資対象を「ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド」から「ジャパン・アクティブ・コア マザーファンド」（新設予定）に変更をし、当ファンドにおいても、マザーファンドの運用方針の変更に合わせて運用方針を変更する約款変更を行なうことを予定しております。

加えて、ファンド管理の効率化を図るため、当ファンドにおける以下の変更をあわせて行なう予定です。

- ・適用する信託法を旧法（信託法（大正11年法律第62号））から新法（信託法（平成18年法律第108号））に変更します。新法化により、約款の重大な変更手続き等における受益者の権利行使の手続きが合理化されます。

上記の約款変更は重大な約款変更にあたり、当ファンドの約款の規定に基づき異議申立の手続きをとることといたしました。

また、重大な約款変更が適用となった場合には、当ファンドにおいて以下の約款変更をあわせて行なう予定です。なお、下記は重大な約款変更にはあたりません。

- ・運用方針の変更に伴い、ファンド名称を「野村日本株アクティブ・コアファンド（確定拠出年金向け）」に変更いたします。
- ・信託報酬水準を運用戦略が目標とするリスク水準（リターンの変幅）が変更になること等を背景とした引き下げを行ないません。

当ファンドにおいて本約款変更適用後は、変更後の運用方針に沿った運用に向けて2025年4月30日以降徐々に投資対象銘柄の変更を進める予定です。

3. 約款変更の内容

下線部\_\_\_\_\_は変更部分を示します。

(変更後)	(変更前)
<p>&lt;ファンド名&gt; 野村日本株アクティブ・コアファンド（確定拠出年金向け）</p> <p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p>&lt;略&gt;</p> <p><b>1. 基本方針</b> この投資信託は、<u>信託財産の成長を目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。</u></p> <p><b>2. 運用方法</b> <b>(1) 投資対象</b> 主としてわが国の株式および野村日本株アクティブ・コアファンド（確定拠出年金向け）と実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託である<u>ジャパン・アクティブ・コア マザーファンド</u>受益証券を主要投資対象とします。 &lt;以下、略&gt; <b>(2) 投資態度</b> ① 株式への投資にあたっては、<u>マクロ経済分析等を中心とした「トップダウンアプローチ」と個別企業の調査・分析等を中心とした「ボトムアップアプローチ」とを併用し、これらのファンダメンタルズ調査・分析等に基づき、個別銘柄選定、セクター配分の策定等を行なうことを基本とします。</u>  ② 株式の<u>実質組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。</u></p>	<p>&lt;ファンド名&gt; ノムラ日本株戦略ファンド（確定拠出年金向け）</p> <p style="text-align: center;">運 用 の 基 本 方 針</p> <p>&lt;同左&gt;</p> <p><b>1. 基本方針</b> この投資信託は、<u>わが国の株式を主要投資対象とし、中長期的にわが国株式市場全体のパフォーマンスを上回る投資成果を目指して、積極的な運用を行なうことを基本とします。</u></p> <p><b>2. 運用方法</b> <b>(1) 投資対象</b> 主としてわが国の株式およびノムラ日本株戦略ファンド（確定拠出年金向け）と実質的に同一の運用の基本方針※を有する親投資信託である<u>ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド</u>受益証券を主要投資対象とします。 &lt;以下、同左&gt; <b>(2) 投資態度</b> ① 株式への投資にあたっては、<u>投資対象銘柄を「大中小型バリュー」「大中小型グロース」「小型ブレンド」の3つに区分し、それぞれの投資スタイルに応じた専門の運用チームが個別投資銘柄の選定、投資比率の決定等を行ないます。また、各スタイル運用チームへの資産配分については運用総責任者を中心とする社内エコノミスト、アナリスト等から構成される当ファンド専用の「投資政策委員会」が、投資環境見通し等の定性的判断に加え、リスク管理等の定量的判断も参考にして、適宜変更することを基本とします。</u>  ② 株式の<u>実質的な組入にあたっては、フルインベスタメントを基本とします。非株式割合（株式以外</u></p>

<p>③ <u>非株式割合(株式以外の資産への実質投資割合)</u>は、原則として信託財産総額の <u>50%以下</u>とすることを基本とします。</p> <p>④ &lt;略&gt;</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① &lt;略&gt;</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の <u>10%以下</u>とします。</p> <p>③～⑤ &lt;略&gt;</p> <p>⑥ <u>外国為替予約取引の利用はヘッジ目的に限定</u>します。</p> <p>⑦ &lt;略&gt;</p> <p>⑧ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の <u>10%以内</u>とします。</p> <p>⑨～⑫ &lt;略&gt;</p> <p><b>3. 収益分配方針</b></p> <p>&lt;略&gt;</p> <p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 &lt;略&gt;</p> <p>② この信託は、<u>信託法(平成18年法律第108号)</u>(以下「<u>信託法</u>」といいます。)の適用を受けます。</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第18条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である<u>ジャパン・アクティブ・コア マザーファンド</u>(以下「<u>マザーファンド</u>」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。</p> <p>1. ～15. &lt;略&gt;</p> <p><u>16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをい</u>います。)</p>	<p><u>の資産への実質投資割合)</u>は、原則として信託財産総額の <u>50%以下</u>を基本とします。ただし、<u>投資環境、資金動向等を勘案して、運用総責任者が適切と判断した際等には先物取引の利用も含めて株式組入比率を引き下げる場合があります。</u></p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>③ &lt;同左&gt;</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① &lt;同左&gt;</p> <p>② 外貨建資産への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の <u>30%以内</u>とします。</p> <p>③～⑤ &lt;同左&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p> <p>⑥ &lt;同左&gt;</p> <p>⑦ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の <u>5%以内</u>とします。</p> <p>⑧～⑫ &lt;同左&gt;</p> <p><b>3. 収益分配方針</b></p> <p>&lt;同左&gt;</p> <p>(信託の種類、委託者および受託者)</p> <p>第1条 &lt;同左&gt;</p> <p>② この信託は、<u>信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)</u>(以下<u>特段の記載があるものを除き「信託法」</u>といいます。)の適用を受けます。</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第18条 委託者は、信託金を、主として、野村アセットマネジメント株式会社を委託者とし、野村信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託である<u>ノムラ日本株戦略ファンド マザーファンド</u>(以下「<u>マザーファンド</u>」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。また、保有する有価証券(投資信託及び投資法人に関する法律施行規則に規定するものに限る。)をもってマザーファンドの受益証券へ投資することを指図します。</p> <p>1. ～15. &lt;同左&gt;</p> <p>&lt;新設&gt;</p>
---	---

17. ～22. <略>  
なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 17 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。  
②～⑤ <略>

(利害関係人等との取引等)  
第 18 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者 (第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であつて、受託者が当該第三者の代理人となつて行なうものを含みます。) および受託者の利害関係人 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第 2 条第 1 項にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本項、次項および第 31 条において同じ。)、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 26 条、第 29 条および第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。  
② 受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行なうことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行なうことができます。 なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行なう場合も同様とします。  
③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等 (金融商品取引法第 31 条の 4 第 3 項および同条第 4 項に規定する親法人等又は子法人等をいいます。) または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 26 条、第 29 条および第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。  
④ 前 3 項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第 31 条第 3 項および同法第 32 条第 3 項の通知は行ないません。

(同一銘柄の株式等への投資制限)  
第 21 条 <略>  
② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図

16. ～21. <同左>  
なお、第 1 号の証券または証書、第 12 号ならびに第 16 号の証券または証書のうち第 1 号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第 2 号から第 6 号までの証券および第 12 号ならびに第 16 号の証券または証書のうち第 2 号から第 6 号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第 13 号および第 14 号の証券を以下「投資信託証券」といいます。  
②～⑤ <同左>

(利害関係人等との取引等)  
第 18 条の 2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者および受託者の利害関係人 (金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第 29 条第 2 項第 1 号に規定する利害関係人をいいます。以下本条および第 31 条において同じ。)、第 31 条第 1 項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、前 2 条に掲げる資産への投資等ならびに第 22 条、第 26 条、第 29 条および第 38 条に掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことができます。

<新設>

<新設>

<新設>

(同一銘柄の株式等への投資制限)  
第 21 条 <同左>  
② 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 5 を超えることとなる投資の指図を

をしません。

③ <略>

**(外貨建資産への投資制限)**

第 27 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 10 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 10 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

**(信託業務の委託等)**

第 31 条 <略>

1. ～4. <略>

② <略>

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. ～4. <略>

第 32 条 (削除)

**(信託財産に関する報告等)**

第 42 条 <略>

② <略>

③ 受託者は、前 2 項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第 37 条第 3 項に定める報告は行なわないこととします。

④ 受益者は、受託者に対し、信託法第 37 条第 2 項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第 38 条第 1 項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

**(信託報酬等の総額)**

第 44 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 78 の率を乗じて得た額とします。

②～③ <略>

**(信託契約の解約)**

第 51 条 <略>

② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

をしません。

③ <同左>

**(外貨建資産への投資制限)**

第 27 条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額が、信託財産の純資産総額の 100 分の 30 を超えることとなる投資の指図をしません。ただし、有価証券の値上り等により 100 分の 30 を超えることとなった場合には、すみやかにこれを調整します。

**(信託業務の委託等)**

第 31 条 <同左>

1. ～4. <同左>

② <同左>

③ 前 2 項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。

1. ～4. <同左>

**(有価証券の保管)**

第 32 条 受託者は、信託財産に属する有価証券を、法令等に基づき、保管振替機関等に預託し保管させることができます。

**(信託財産に関する報告)**

第 42 条 <同左>

② <同左>

<新設>

<新設>

**(信託報酬等の総額)**

第 44 条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第 41 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 155 以内の率を乗じて得た額とします。

②～③ <同左>

**(信託契約の解約)**

第 51 条 <同左>

② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手續を行なうことが困難な場合には適用しません。

<削除>

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）  
第53条 <略>

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）  
第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② <略>

（信託約款の変更等）  
第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつてはその変更の内容が重大なものに該当する場合に

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には適用しません。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）  
第53条 <同左>

② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項の規定に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

（受託者の辞任および解任に伴う取扱い）  
第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

② <同左>

（信託約款の変更）  
第56条 委託者は、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする

限り、併合事項にあつてはその併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除き、以下、合わせて「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。

③ 前項の書面決議において、受益者(委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)  
第57条 この信託は、受益者が第50条の規定による一部解約の実行の請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。  
<削除>

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)  
第57条の2 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。  
1. 他の受益者の氏名または名称および住所  
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)  
第57条の3 <略>

る旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

③ 前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。

④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。

⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

<新設>

<新設>

(反対者の買取請求権)  
第57条 第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行なう場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手續に関する事項は、第51条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

② 委託者は、受託者に対し、前項の買取請求にかかる受益権を買取請求受付日に一部解約の実行の請求を行なうよう指図するものとします。

<新設>

(運用報告書に記載すべき事項の提供)  
第57条の2 <同左>

② <略>	② <同左>
-------	--------

4. 変更の適用予定日

2025年4月30日

5. 諸手続きについて

当ファンドの約款変更について異議申立をされる受益者の方は、2025年2月25日から2025年3月26日までに、委託会社である当社に対し、書面によりその旨をお申し出下さい。

なお、マザーファンドを主要投資対象とする「ノムラ日本株戦略ファンド」（以下「他ファンド」といいます。）においても同時に、当ファンドと同様に運用方針等の変更に係る異議申立の手続きを行っております。当ファンドまたは他ファンドのそれぞれにおいて、上記期間内に異議申立をされた受益者の受益権の口数が、2025年2月25日における受益権の総口数の二分の一を超えない場合は、2025年4月30日をもって約款変更を適用することを予定しております。当ファンドおよび他ファンドの約款変更の異議申立の手続きは互いに独立しておりますが、それぞれの異議申立の手続きの結果、一方のファンドの約款変更が成立しなかった場合は、当ファンドは約款変更を行いません。

当ファンドの約款変更が決定した場合、異議申立をされた受益者の方は、自己に帰属する受益権を公正な価額（原則として、受託会社が受益者の方からの買取請求必要書類を受理した日の基準価額となります。）で、取扱販売会社の本支店等を通じて、当ファンドの受託会社に対し、2025年4月9日から2025年4月28日までに当該受益権に係る投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

以上

2025年2月25日

東京都江東区豊洲二丁目2番1号  
野村アセットマネジメント株式会社